

## 第八 鳥獣保護事業の啓発に関する事項

### 1 鳥獣保護思想の普及

#### (1) 方針

鳥獣保護を推進するためには、県民の理解と認識が必要なことから、市町村、教育委員会、鳥獣保護団体等との連携を密にして、広く県民に野生鳥獣に対する認識を啓発し、野生鳥獣保護思想の普及啓発に努める。

#### (2) 事業の年間計画

事業内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
愛鳥週間作品募集										←			→	ポスター、作文、 <sup>巣箱</sup> (全小中高校)
自然保護読本の配布		←→												愛鳥モデル校
県広報による広報	←→						←→							愛鳥週間、カスミ網防止等

#### (3) 愛鳥週間行事等の計画

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
愛鳥週間行事	愛鳥週間作品展示、野生生物保護功労表彰等				
鳥獣保護実績発表大会	参加予定 毎年1校以上				

### 2 野鳥の森等の整備

県内、6箇所を設置してある野鳥の森は、案内板、野鳥姿図、給餌台等が整備されており、地域住民の憩いの場として利用されているが、老朽化した施設については再整備し、愛鳥保護思想の普及啓発を図る。

名称	整備年度	施設の所在地	面積 (ha)	施設の概要					施設の内容	利用の方針	備考
				観察舎	給餌台	給水台	案内板	野鳥姿図			
千光寺	S48年	高山市	36		4		2	2			現施設の老朽化を順次 整備を行う
いこいの森	S48年	揖斐郡揖斐川町	150		4		1	3			
養老公園	S49年	養老郡養老町	79		4	1	1	3			
百年公園	S49～50年	関市	100	2	4	3	1	1	県博物館あり		
岐阜公園	S50年	岐阜市	510		4		2	2			
恵那峡	S50年	恵那市	1,180		4	1	2	2			

### 3 愛鳥モデル校の指定

#### (1) 方針

愛鳥モデル校の指定により、小中学校の児童生徒の愛鳥保護に対する関心を高め、かつ愛鳥活動の実践等自主的な愛護活動の助長を図る。

#### (2) 指定期間

3カ年とする。ただし、再指定を妨げない。

#### (3) 愛鳥モデル校に対する指導内容

ア 鳥類に関する図書等教材の配布

イ 野鳥の生態、巣箱の作成、食餌木の植栽等についての助言及び講師派遣

ウ 探鳥会、野生生物保護実績発表大会への参加依頼

#### (4) 指定計画

区 分	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計
小学校	2	1	3	2	1	3	2	1	3	2	1	3	2	1	2
中学校	2	1	3	2	1	3	2	1	3	2	1	3	2	1	2

### 4 安易な餌付けの防止

#### (1) 方針

鳥獣への安易な餌付けを行うと、野生鳥獣が人馴れしたり、人の与える食物へ依存し、結果として人身被害及び農作物被害の誘因となる。このため、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な場合を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえて、次の点に留意して鳥獣への安易な餌付けの防止について、広報媒体を活用し普及啓発等に取り組む。

- ・ 観光目的の餌付けについて、鳥獣の生息状況への影響や鳥獣被害の誘因となることがないように十分配慮する。
- ・ 不適切な生ゴミの処理や未収穫作物の放置等、結果として鳥獣の餌付けにつながる行為の防止を図る。

### 5 法令の普及徹底

#### (1) 方針

最近における鳥獣関係法令違反は、狩猟期間外の狩猟、捕獲禁止区域での狩猟、及び非狩猟鳥獣の捕獲が大部分を占めており、特に近年はわな猟によるトラブルも多発している。また、カスミ網による密猟の摘発件数は減少したが、手口が巧妙になるなど依然として根絶には至っていない。さらに、全国的にも野鳥の密猟及び違法飼養が問題となっていることから、こうした違法行為の根絶を目指し、次の事項を重点として、法令の周知徹底を図る。

- ア カスミ網による密猟防止
- イ 野鳥の密猟及び違法飼養防止
- ウ 狩猟マナーの向上
- エ 有害鳥獣捕獲制度

(2) 年間計画

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
カスミ網による密猟防止						←				→				県・市町村広報 紙・パトロール等	一般県民
飼養許可制度	←			→										県・市町村広報 紙・チラシ等	一般県民
有害鳥獣捕獲制度	←			→										県・市町村広報 紙・チラシ等	一般県民
狩猟マナーの向上							←						→	猟友会役員会 及び支部総会・ 習報・狩猟者講 習会等	狩猟者

## 第九 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

### 1 鳥獣行政担当職員

#### (1) 方針

本庁及び現地機関を通じて、鳥獣保護事業の実施並びに適正な狩猟の指導及び各種の取締りを行うため現在の体制を維持する。  
 なお、鳥獣保護行政の効果を高めるために担当職員の研修を行い、専門知識の修得に努める。

#### (2) 設置計画

区 分	現 況			計 画 終 了 時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本 庁 環境生活部地球環境課 自然公園・鳥獣保護担当	人 2	人 1	人 3	人 2	人 1	人 3	鳥獣保護事業全般取締り 狩猟密猟者登録事務(県外分) 狩猟密猟者登録事務(鳥獣)指導事務
出 先 県振興局(事務所) 環境課		1 0	1 0		1 0	1 0	鳥獣保護事業の一部(県内分) 狩猟密猟者登録事務(取締り) 狩猟密猟者登録事務(許可事務)

#### (3) 研修計画

鳥獣保護行政を推進するため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象とした研修を行い、専門的知識の向上を図る。特に、特定鳥獣保護管理計画の作成及び実施等の鳥獣保護管理を担当する職員については、必要な専門的知識の修得を図る。

また、必要に応じて市町村の担当職員の資質向上のための研修を行う。

名 称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備 考
野生生物保護研修	国	5月	1	全国	1	鳥獣保護、狩猟業務に必要な専門的知識の修得	
野生鳥獣保護管理技術者研修会	国	通年	3	全国	1	特定鳥獣保護管理に関する専門的知識の修得	
鳥獣行政担当者会議	県	4月 9月	2	全県	1 3	鳥獣行政全般について	
狩猟電算システム研修	県	5月	1	全県	1 3	狩猟免許更新、狩猟者登録等の電算処理により事務の適正化・合理化を図るための電算研修	

## 2 鳥獣保護員

### (1) 方針

鳥獣保護その他の自然保護行政の事務を補助させるため、知事が任命した自然保護員による鳥獣保護及び狩猟のための調査、指導及び監視の実施により鳥獣行政を円滑かつ適正に推進する。

### (2) 設置計画

平成18年度に自然保護員の担当事務を、自然環境保全地域及び自然公園地域の巡視と鳥獣保護に関する業務とするよう見直しを行い、併せて保護員の配置についても検討を行った。これにより効率的な業務遂行に努める。

基準設置数 (A)	平成18年度末		年度計画						
	人員(B)	充足率(B/A)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	平均(C)	充足率(C/A)
常勤 18	18 人	100 %	18 人	18 人	18 人	18 人	18 人	18 人	100 %
非常勤 25	51	204	25	25	25	25	25	25	100
計 43	69	160	43	43	43	43	43	43	100

### (3) 年間活動計画

活動内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
狩猟等標識の点検、巡視	←	→											
飼養鳥獣等の巡回指導		←	→										
有害鳥獣の被害調査					←	→						←	→
狩猟等標識設置指導						←	→						
カスミ網等密猟防止の巡視							←	→					
狩猟事故防止の巡視								←	→				

### (4) 研修計画

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
自然保護員研修	県	5月	1	県振興局 (事務所)別	全自然保護員	鳥獣保護及び自然保護行政に 必要な知識	

### 3 保護管理の担い手の育成

#### (1) 方針

鳥獣の保護管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発生状況も踏まえた有害鳥獣捕獲や個体数調整の適正かつ効果的な実施及び地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護管理の担い手となる人材の育成及び確保に努める。

その担い手として、鳥獣等の生態を十分に理解し、鳥獣の生息状況の把握や個体数管理のための捕獲等又は採取等の活動を実施することのできる狩猟者の確保及び育成に努める。

#### (2) 研修計画

県が、狩猟期間前に狩猟者を対象に行う研修会において、鳥獣保護に関する技術・知識を習得することができるよう講習を行う。

#### (3) 狩猟者の減少防止対策

狩猟者の減少及び高齢化が進んでいることから、本県の実状を踏まえ、猟友会等と連携を図りながら、その実態を詳細に把握するとともに狩猟者の減少防止等のための対策を検討し、有効な対策を講ずるよう努める。

### 4 鳥獣保護センター等の設置

#### (1) 方針

第9次鳥獣保護事業計画において、人と野生動物との共生の拠点づくりとして、「救護機能」、「調査研究機能」、「普及・啓発機能」の3つの機能を有する施設の整備計画策定に努めてきたが、今だ施設の設置には至っていない。そのため、平成19年度から、岐阜大学内にある「岐阜大学COE野生動物救護センター」を共同で運営することにより「救護機能」の暫定的な補完を図る。

しかし、この施設では「調査研究機能」、「普及・啓発機能」を欠くため、岐阜県における野生鳥獣保護体制に加わっている関係団体及び民間ボランティア等と協議を図りつつ、傷病鳥獣の保護飼養等の拠点施設であると同時に、野生鳥獣に関する調査研究や野生鳥獣保護思想の普及啓発活動を行う総合的な鳥獣保護センターの早期整備に努める。

### 5 取締り

#### (1) 方針

法令違反の取締りにあたっては、特別司法警察員、自然保護員及び警察機関との連携を密にし、特に次の事項について重点的に取締る。

- ア カスミ網の所持、販売、密猟
- イ 無許可飼養、特にカスミ網密猟用オトリの飼養
- ウ 鳥獣保護区等の捕獲禁止区域における捕獲

(2) 年間計画

事 項	実 施 時 期												備 考	
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月		
カスミ網による密猟防止 (所持、販売、密猟)						←				→				
無許可飼養	←				→									
捕獲禁止区域での捕獲									←				→	
その他法令違反	←													→

6 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源として、狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し、効果的な支出を図る。

## 第十 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

### 1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

多くの野生動物が生息し、緑豊かな自然環境に恵まれていることは、岐阜県の特色のひとつである。しかし、近年、特定の野生鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系への被害が深刻化し、その鳥獣の生息環境管理及び被害防除等の対策強化が求められている。

このため、野生鳥獣の保護と被害防止対策を鳥獣保護管理の基本的考え方として、関係者と連携しながら鳥獣保護事業を推進する。

### 2 鳥獣の区分と保護管理の考え方

#### (1) 希少鳥獣

##### ① 対象種

「環境省レッドリスト」及び「岐阜県レッドデータブック」において保護管理上重要な野生生物として絶滅危惧Ⅰ(A・B)類及びⅡ類に分類されている鳥獣とする。

##### ② 保護管理の考え方

適切な保護管理のため、自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努める。

特に、絶滅のおそれのある鳥獣については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）及び岐阜県希少野生生物保護条例に基づき、種の指定及び捕獲等の禁止を行うとともに、必要に応じて保護増殖事業を実施し、種及び地域個体群の保存を図る。

#### (2) 狩猟鳥獣

##### ① 対象種

法律第2条第3項より環境省令で定められた鳥獣とする。

##### ② 保護管理の考え方

適切な保護管理のため、自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努める。また、関係行政機関等からの情報収集及び関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。

これらから、必要に応じて、捕獲制限及び有害鳥獣捕獲等を行い、被害を防止し地域個体群が存続するよう保護管理を図る。

#### (3) 外来鳥獣等

##### ① 対象種

本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。

##### ② 管理の考え方

適切な管理のため、自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努める。

また、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）に基づき指定され、農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、狩猟及び有害鳥獣捕獲により被害の防止を図る。

(4) 一般鳥獣

① 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣及び外来鳥獣以外の鳥獣とする。

② 保護管理の考え方

適切な保護管理のため、自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努める。

3 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施する。

また、各種制度の運用にあたっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直す。

4 入猟者承認制度に関する事項

孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合等、地域個体群の個体数管理に特に配慮しつつ、被害対策への取組が必要な場合においては、地域の狩猟鳥獣の保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等について入猟者承認制度による地域個体群の保護管理を検討する。

5 指定猟法禁止区域

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域について環境大臣の指定する区域外について指定する。

特に、鉛製散弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等現状を把握・分析し、関係機関及び土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛散弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的、客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

鉛製散弾による水鳥の中毒事故を防止するため、水鳥の生息状況及び狩猟者の入り込み状況等を勘案し、必要に応じて指定猟法禁止区域の設定を行うとともに、既設定の指定猟法禁止区域において重点的にパトロールを実施する。

(2) 指定状況

年度	指定猟法の種類	区域名称	面積	指定期間	備考
平成16年度	鉛製散弾の使用禁止	東海大橋上流部	182ha	H16.11.1～	鉛散弾規制区域からの移行
		馬飼大橋・南濃大橋下流部	216	H16.11.1～	
平成17年度	鉛製散弾の使用禁止	長良川橋下流部	261	H17.11.1～	

## 6 鳥類の飼養の適正化

### (1) 方針

鳥類の違法な飼養を根絶するため、違法飼養の取締り及び指導の徹底を図り、適正な管理に努める。

### (2) 飼養適正化のための指導内容

違法飼養をなくすため、県広報紙及び市町村広報紙等により、一般住民に広く野鳥の飼養登録制度の普及啓発を行い、自然保護員による巡回指導を強化し、徹底を図る。また、愛がん用飼養を目的とした捕獲許可はできるかぎり許可しないよう指導するとともに、許可する場合は厳正に行う。

## 7 販売禁止鳥獣等

販売禁止鳥獣等の販売許可にあたっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可する。

①販売の目的が法施行規則第23条に規定する目的に適合すること

②捕獲したヤマドリ等の食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと

なお、販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所(同一地域個体群)等とする。

## 8 傷病鳥獣救護の基本的な対応

### (1) 方針

傷病鳥獣の保護の実施にあたっては、(社)岐阜県獣医師会、岐阜大学、傷病野生動物ボランティア(岐阜県野生動物リハビリテーター)との連携を図り、効果的かつ機能的に救護を行うように努める。また、自らの意志で傷病鳥獣の保護飼養を希望する者に対しては、適正な保護飼養を行うように振興局が指導する。なお、雛(ひな)及び巣立ち直後の幼鳥又は幼獣を傷病鳥獣と誤認して保護収容を行うことのないよう、県民に対し周知徹底を図る。

### (2) 救護個体の取扱い

救護個体の取扱いは以下のような考え方を基本として対応する。

① 収容にあたっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続を行う。

② 希少鳥獣については、保護増殖に資するデータを収集するとともに、野生復帰が可能な個体については、治療及びリハビリテーションを行う。野生復帰が不可能な個体については、繁殖、研究若しくは教育のための活用又は終生飼養の検討を行う。これらの対処が困難な場合には、専門家等の意見も参考に、できる限り苦痛を与えない方法での致死を検討する。

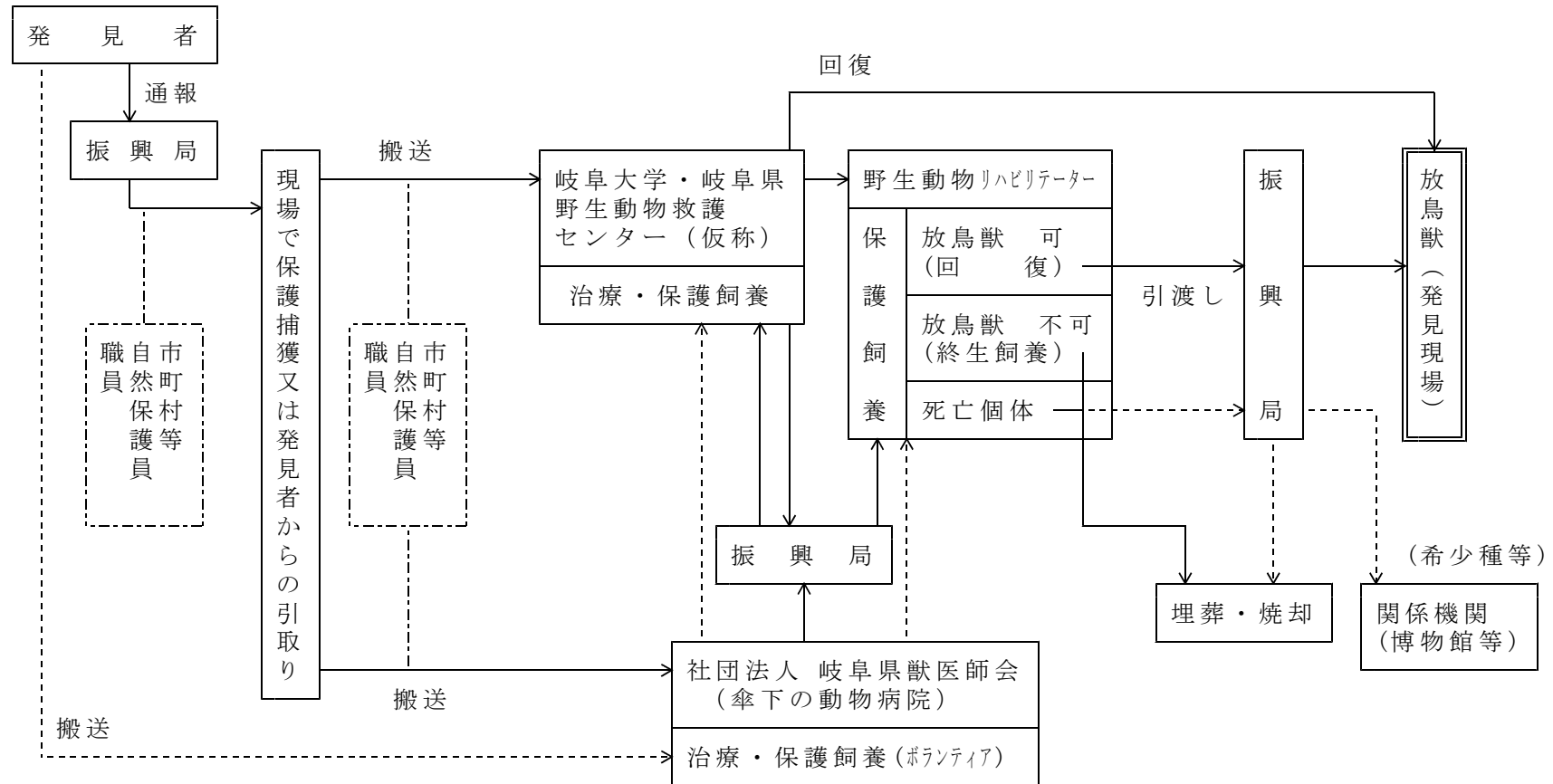
③ 外来生物法に基づく特定外来生物に該当する鳥獣については、必要に応じ同法による手続を経た上で、できる限り苦痛を与えない方法で致死させるか終生飼養する。

④ 野生復帰が不可能な鳥獣又は野生復帰させることが農林水産業等への被害等の原因となるおそれのある鳥獣については、地域の状況に応じて、収容、治療、リハビリテーション、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等適切に対処する。

(3) 野生復帰

野生復帰にあたっては、まず、対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していることなどを確認する。

野生復帰が可能となった鳥獣は、原則として保護された地区において放鳥獣することとするが、当該鳥獣の生息環境、生息分布、生態等を十分に考慮し、放鳥獣を行う場所、時期を決定する。また、放鳥獣した個体が農林業被害等の原因、生態系保全の支障、遺伝子のかく乱の要因等にならないように、十分に留意する。



## 9 人獣共通感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症の発生状況等に関する情報収集に努め、必要に応じて鳥獣への感染状況等に関する調査や感染防止対策を実施するとともに、県民に対して人獣共通感染症についての適切な理解を促し、社会的不安の発生を予防する。

なお、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、「岐阜県高病原性鳥インフルエンザ防疫対応マニュアル」に基づき対応する。